

第1章 プラン策定にあたって

- 【I】プラン策定の背景
- 【II】三浦市の現状と改革
- 【III】プラン策定の基本的考え方
- 【IV】プラン構成

「プラン策定にあたって」

【I】プラン策定の背景

1975年の国際婦人年と、それに続く「国連婦人の10年」を通じて女性たちは、男女が家庭にも職場にも共同で参加する社会をつくるため、性別によって固定された性別役割分担意識の見直しを提唱し続けてきました。

そして、その後の国際潮流も「社会的・文化的・歴史的につくれられてきた性差別」（ジェンダー）の呪縛から女性を解放し、男女があらゆる分野に対等な立場で参加しうる社会づくりをめざしており、その方向にむけての社会変革は大きな時代の流れとなっていました。

わが国でもこの流れに沿って、これまで「男女雇用機会均等法」、「育児休業法」、「介護休業制度の法制化」などが順次整備され、1999年6月には、男女の人権尊重と性別にかかわりなく個性・能力の発揮を目指す「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

しかし、こうした時代の変化にもかかわらず、わが国にはまだ性別役割分担の固定観念や、合理性のない性差別が社会のすみずみに根強く残っており、男女の実質的平等の実現にとって大きな妨げとなっています。

このプランは、男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけた男女共同参画社会基本法の理念に則り、平成11年3月に提出された「みうら女性プラン策定検討委員会」の提言により、「みうら女性プラン策定委員会」が検討した意見を基に策定したもので、女性だけでなく、男性にとっても住みやすい三浦市のまちづくりを目指すものです。

【II】三浦市の現状と改革

三浦市では、第一次産業に従事する女性の比率が他都市に比べて高く、生産活動から家庭の家事・育児・介護や地域社会での活動まで、大きな役割と責任を果たしていますが、そのことが必ずしも正当に評価されているとは言えません。

本市が1998年、男女で構成される市政モニターを対象に行ったアンケート調査の結果では、家庭、職場、学校、地域、しきたり・習慣、法律・制度の6分野での男女の地位について尋ねた問いに対して、職場、地域、しきたり・習慣の3分野では「男性優位」が「平等」より際立って高く、「全体的にみて」では「男性優位」との回答が8割を超えていました。

また、神奈川県の統計では、市の審議会・協議会に参加する女性委員の数は、県下の市町村の中で低いグループに属しているのが実態です。

そして、その改革のためにいま何が求められているかを、このプランでは男女の意識改革を出発点とする『基本計画』と、5つの領域に分けた『実施計画』をとおして提唱します。



【Ⅲ】プラン策定の基本的考え方

プラン策定にあたり、次の5つの方針を、基本的考え方として提唱しました。

1 三浦市独自の個性をもったプラン

神奈川県下では、すでに他市の女性プランが出揃っています。これらの既存プランに対して類型的でなく、三浦市独自の個性を持った計画とします。

2 女性が抱える課題に対応することができるプラン

三浦市の実情を踏まえ、ここに在住する女性の課題やニーズに十分応えることができるプラン、ひいては男性にとっても暮らしやすい環境を生み出す計画とします。

3 意識改革を重視するプラン

わが国全体の制度・習慣や人びとの意識の根底に根強く残っている性差別感を拭い去るため、なによりも“意識改革”的重要性に着目する計画とします。

4 21世紀への長期展望に耐えることができるプラン

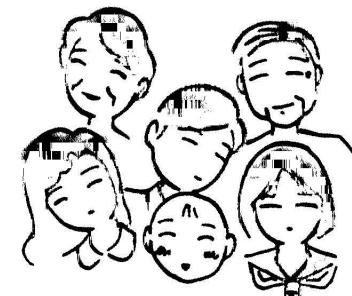
急速な高齢化や高度情報化など生活環境の激変、近年の価値観・ライフスタイルの変化や国際潮流の動きも視野に入れて、21世紀にも十分通用する内容の計画とします。

5 見栄えより活用本位のプラン

みた目の見栄えより、市内各領域の人びとに実質的に役立ち、多くの分野で討議される資料となり、活用される計画とします。

6 このプランの性格

期間は平成12年度から平成22年度までとします。
次期総合計画の個別計画として位置づける予定とします。



【IV】プラン構成

基 本 計 画

〈すべての出発点は意識改革〉

1. 男女平等と人権問題への啓発
2. 女性の自己決定権の確立と能力開発
3. 女性の政策・方針の立案、決定の場への参画
4. 男女の市民活動への支援推進
5. 市民と行政との連携の強化

実 施 計 画

1. 「教育・啓発」活動の活性化
2. 「労働・職場」の改善・向上
3. 「地域社会」への男女共同参画
4. 「福祉・介護」活動への支援強化
5. 「家庭生活」の見なおし